

## 〈資料2〉

### 地域共創空間構築事業業務委託仕様書

#### 1 業務名

地域共創空間構築事業業務委託

#### 2 事業の目的

「秋田県総合計画 ～秋田再興への第一歩～」(以下、「総合計画」という。)に示した2040年の秋田に向かって、一人ひとりの県民をはじめ、企業、大学、NPOなど、地域の多様な主体がつながりをつくりながら共創していく仕組みと場(以下、「共創の場」という。)を構築することを目的とする。

ただし、当該事業が構築する共創の場はハード整備を前提にするものではなく、県内全域の既存施設を活用する移動式のものである点に留意すること。

なお、当該委託業務は、秋田県が実施する「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業の一部であり、その全体像は次の図のとおりである。



#### 〈参考〉

「秋田県総合計画 ～秋田再興への第一歩～」掲載ページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/94577>

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

### 4 業務委託の内容

次の各項に掲げる業務を工夫して効果的に組み合わせ、事業の目的が達成されるように企画提案により具体化し、実施すること。

#### (1) コンセプト設計

共創の場が県民等にとって魅力あるものと感じられるよう、当該委託事業の目的を踏まえたコンセプト設計を行うこと。コンセプト設計に当たっては、若い世代から年配の方まで、多くの方が参加したいと感じられるようロゴを設定するなど工夫すること。ただし、最終的なコンセプトや制作するデザイン等については、受託者決定後、受託者の提案を踏まえつつ、県と協議の上、最終決定するものとする。

#### (2) 県内全域を単位とした大規模イベントの実施

秋田県をフィールドに取り組むプレイヤーが県内各地から参集し、つながりづくりやノウハウ共有をするためのイベントを開催すること。その具体的な想定は次のとおり。

##### ①対象者

当該事業は県民だけでなく、県外在住であっても秋田に関わりを持ちたいと考える方であれば、誰でも参加できるものとするが、例えば、次のような主体がマッチングし、新たな価値を生み出していくことができる仕組みづくりを目標としている。

- ・秋田をフィールドに既に取り組んでいるが、事業拡大に課題を抱えている人
- ・自らが持つスキルや資源を課題解決に生かしたいが、具体的なアイデアがない人
- ・スキルや資源は持っていないが、とにかく秋田の役に立ちたいと考える人・企業等
- ・地方での事業展開や地方課題の解決を目指す企業等

##### ②実施回数とその内訳

2回（2回を超える提案も可能とする）

- ・1回目：多様な主体のつながりづくりやマッチングをメインに据えたイベント
- ・2回目：共創のノウハウを共有し、新たな共創の取組の発生を加速するためのイベント

##### ③会場

来場者及び運営（県・受託者・その他関係者）を合わせて60名程度（来場者50人、運営10名程度）を収容可能な会場を手配すること。なお、会場の手配及び借上げは受託者が委託費により行うものとする。

##### ④日時

共創の場でのマッチング（1回目）のあと、ノウハウ共有（2回目）までに十分な活動期間を確保するために、1回目を8月末頃、2回目を1月末頃に実施する想定をしているが、その具体的な時期は受託者決定後、県と協議の上、最終決定するものとする。なお、土日や金曜日の18時以降に開催するなど、参加しやすいイベントとなるよう工夫すること。

### ⑤イベントの内容

イベントの実施に際しては、次の点に留意すること。

- (a) 自分が持つスキル・資源や秋田への想いを他の参加者と共有し、共創を生み出すためのワークショップ等の実施を基本とする。なお、ワークショップ等を実施する際は、活発な議論が起こるよう、アイスブレイクやゲーム要素を取り入れるなど、工夫すること。
- (b) ワークショップ等の実施に当たっては、効果的なマッチングや効率的なノウハウ共有が実施されるよう、適宜アドバイザーやファシリテーターを設けること。また、会場内でのマッチングを促進するコーディネーターを設けること。
- (c) アドバイザーやファシリテーターは議論を促進させる一定のスキルやノウハウを要する役割を担うものであるが、コーディネーターについては、県内大学生など若い世代を抜擢することも可能とする。なお、アドバイザー、ファシリテーター及びコーディネーターの手配及び謝金等の支払いは受託者が委託費から行うものとする。
- (d) ワークショップ等の実施に当たっては、4（5）①に示す「意見投稿プラットフォームサイト」に寄せられた県民意見や県が実施したブロードリスニングの結果など、県民等の課題感を共有した上で議論を進めるものとする。
- (e) ワークショップ等の内容は、年代や性別、障害の有無等に関わらず幅広いプレイヤーが理解できるものとし、こどもも含めて参加できるものとして設計するよう努めること。

### (3) 各地域を単位としたスモールイベントの実施

地域を活性化する共創が県内各地で生まれるよう、小規模なイベントを各地域で実施すること。その具体的な想定は次のとおり。

#### ①対象者

4（2）①と同様、誰でも参加できるものとし、地域外からの参加も可能とする。むしろ、地域外のプレイヤーとのつながりが、新たな共創の取組につながると考えられるので、地域を跨いだ共創が生まれるよう工夫すること。

#### ②実施回数とその内訳

8回（8回を超える提案も可能とする）

地域振興局の圏域を基本とし、地域バランスに配慮するものとする。ただし、必ずしも各地域振興局が所在する市町村で実施する必要はないものとする。

#### ③会場

来場者及び運営（県・受託者・その他関係者）を合わせて20名程度（来場者15名、運営5名程度）を収容可能な会場を手配すること。なお、会場の手配及び借上げは受託者が委託費により行うものとする。

#### ④日時

4（2）に定める大規模イベントの1回目と2回目の間に全て実施することを想定しているが、その具体的な時期は受託者決定後、県と協議の上、最終決定するものとする。なお、土日や金曜日の18時以降に開催するなど、参加しやすいイベントとなるよう工夫すること。

## ⑤ イベントの内容

イベントの実施に際しては、次の点に留意すること。

- (a) マッチングにより共創の取組を進めるプレイヤーやそのグループが、取組の進捗報告を行い、適宜相談ができる内容とすること。なお、プレイヤー同士の意見交換や相談だけでなく、専門的な知見による助言ができるようにアドバイザーを設けるなど、効果的な伴走支援ができるよう工夫すること。
- (b) 4（2）に定める大規模イベントと同様にワークショップ等を行い、スモールな規模でも共創が生まれるよう工夫すること。なお、圏域を超えたつながりが生まれるよう、内容を工夫すること。

## (4) イベント実施における留意点

イベントの実施に当たっては、4（2）に定める大規模イベント及び4（3）に定めるスモールイベントのいずれも共通して、次の点に留意すること。

### ① イベント参加料

参加料は無料を基本とするが、飲食を伴う場合等、来場者から金銭を徴収する必要がある提案を行う場合は、あらかじめ県と協議するものとする。

### ② イベント会場の選定

イベントを実施する会場は、集客や効果的なマッチングのために重要な要素であることから、イベント会場を受託者が提案すること。ただし、イベントの開催場所は、受託者決定後、受託者の提案を踏まえつつ、県と協議の上、最終決定するものとする。

### ③ アドバイザー等の人選

アドバイザーやファシリテーター等の人選は、イベント参加のフック、またはインセンティブになりうることから、適切なプレイヤーを受託者が提案すること。ただし、最終的な人選は、受託者決定後、受託者の提案を踏まえつつ、県と協議の上、最終決定するものとする。

### ④ 参加者の管理

イベントへの参加については、当日参加を可能とする想定だが、事前申込による参加をメインとし、参加見込み者数等の状況が管理できる仕様とすること。なお、4（5）①に示す「意見投稿プラットフォームサイト」により、イベントへの参加申込や参加表明ができる機能を構築する想定であるため、適切に連携すること。ただし、事業開始時から運用を開始できるものではなく、プラットフォームサイトの完成前にイベントを実施することになる可能性があるため留意すること。

### ⑤ イベント情報のシェア

4（2）③及び4（3）③に定める会場の規模を目安に、多くのプレイヤーが参加するよう、イベント情報のシェアを適切に行うこと。なお、情報発信においては、県公式 Instagram「あきたの声と夢が集まるアカウント」を十分に活用すること。

### ⑥ 参加者アンケートの実施

参加者へのアンケートを実施するなど、イベントの効果測定を行うための手法を検討すること。

### ⑦ 成果指標と目標値の設定

この業務は、多くの参加者を集めるだけでなく、共創の場で具体的な取組が数多く生まれることが重要であることから、事業を進めるに当たっては、成果指標とイベントごとの目標値を適切に定め、提案すること。ただし、イベントへの来場者数とイベントにより生まれたマッチング数は成果指標として必ず設定し、その実績は、開催するイベントごとにカウントしつつ、その結果を踏まえて県と協議の上、イベント内容等について適宜ブラッシュアップを行うこと。

⑧運営について

会場設営・撤収・受付業務・音響等の調整、その他運営全般を行うこと。また、参加者からのトラブルをはじめとする問い合わせ等に対応するなど、円滑なイベント実施に向けた体制を整えること。

(5) 関連委託事業との連携

当課が実施する「意見投稿プラットフォームサイト構築事業業務委託」や「「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託」と次のとおり適切に連携すること。なお、具体の連携手法については、各委託事業の受託者決定後に打ち合わせの機会を設け、決定する。

①「意見投稿プラットフォームサイト」との連携

県民等が想いや意見を表明したり、アイデア等を自由に書き込むことのできるウェブサイトを構築するので、ウェブサイト上で生まれたアイデアや交流・つながりが共創の場での具体的な取組に結びつくように連携して取り組むこと。

②県民参加促進のための情報発信との連携

総合計画が県民等にとって「じぶんごと」となるよう、秋田をフィールドに取り組んでいるプレイヤーに関する動画や共創の場への集客に関する動画を作成・投稿するので、県民等が多数参加する仕掛けづくりについて、連携して取り組むこと。

(6) 全体計画の策定

各実施業務のスケジュール等の全体計画を策定し、適切に業務を遂行すること。

(7) 独自提案

2に記載する事業の目的を達成するために、(1)から(4)に掲げる業務以外の取組を独自提案として提案できることとする。ただし、独自提案の実施手法については、県と協議の上、決定するものとする。

5 打ち合わせ協議及び校正確認・調整

(1) 打ち合わせ

受託者は、業務の実施に当たり、あらかじめ県と打ち合わせし、確認を受けた上で行うものとする。

(2) 校正確認・調整

画像や動画等のコンテンツを制作した場合は、県の校正を受けるものとし、その回数は協議の上、決定するものとする。なお、校了した成果品は、その都度提出すること。

## 6 成果品の納入

委託業務が完了したときは、業務委託完了届と実績報告書を1部ずつ電子データにより提出すること。ただし、実績報告書を取りまとめる際は、当該事業の次年度以降の実施に向けた提案や共創の取組を県内で生み出すための課題等を含めて作成すること。

## 7 契約に関する条件等

### (1) 契約金額について

契約金額には、本業務委託に関わる一切の経費を含むものとする。なお、選定したアドバイザー等への旅費や報酬等についても契約金額に含むものとする。

### (2) 業務の履行に関する措置

- ① 委託者は、本業務委託(再委託した場合を含む)の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出するものとする。

### (3) 成果品の利用

- ① 受託者が本業務委託の遂行により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)及び所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者はこれらの成果品を無償で自由に二次利用できることを基本とする。ただし、これによることができない場合は、委託者へ協議し同意を得ること。
- ② 人物や施設等の内部、商品等が映り込んでいる成果品は、必ず本人又は施設関係者等の同意を得ること。
- ③ 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。
- ④ 成果品に出演者の肖像権が発生する場合にはあらかじめ許諾を得ること。
- ⑤ 受託者は、委託者の承諾無しに、成果品に係るデザイン等を他に流用することができないものとする。

### (4) 機密の保持

- ① 受託者は、本業務委託(再委託した場合も含む)を実施するに当たり、業務上知り得た情報を開示、漏洩、又は本業務委託以外の用途に使用してはならない。
- ② 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとする。
- ③ ①及び②の項目については、契約期間終了後においても同様とする。

### (5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務委託(再委託した場合も含む)を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守しなければならない。

## 8 その他

- (1) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し、必要の都度、双方協議しながら進めるものとする。そのため、常に協議可能な体制を整えること。
- (2) 業務の内容は現時点での予定であり、企画提案競技における提案内容等に基づき、受託者と協議の上、変更することがある。また、本業務は秋田県政策企画部マーケティング戦略課の助言を受けながら実施するため、同席を求められた場合は対応すること。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。